

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター特別試験研究費の額の認定手続に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「施行規則」という。）第5条の6第9項第1号若しくは第2号、第20条第9項第1号若しくは第2号又は第22条の23第9項第1号若しくは第2号の規定により国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）が行う特別試験研究費の額の認定に関し、必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 共同研究契約 センターがセンター以外の者と共同して行う研究に関する契約であつて、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター共同研究取扱規程（平成22年4月1日規程第72号）第4条の規定による共同研究契約書を標準として締結されるものをいう。
- 二 受託研究契約 センターがセンター以外の者から受託する研究に関する契約であつて、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター受託研究取扱規程（平成22年4月1日規程第71号）第6条の規定による受託研究契約書を標準として締結されるものをいう。
- 三 共同研究 共同研究契約に基づいて行われる研究であつて、当該共同研究契約において、当該研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものをいう。
- 四 受託研究 受託研究契約に基づいて行われる研究であつて、当該受託研究契約において、当該研究に要する費用の額及びその明細並びに当該研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものをいう。
- 五 共同研究に要する費用 共同研究契約の相手方が当該共同研究契約に係る共同研究を行うために要する原材料費、人件費（専門的知識をもって当該共同研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る。）及び経費（センターにおいて当該共同研究を行うために直接に必要な経費であつて、当該共同研究契約に基づいて当該共同研究契約の相手方が負担することとされているものを含む。）をいう。
- 六 受託研究に要する費用 受託研究契約の相手方が当該受託研究契約に係る受託研究のためにセンターに対して支払う費用をいう。
- 七 試験研究費 租税特別措置法（昭和32年法律26号。以下「法」という。）第10

条第6項第1号、第42条の4第6項第1号又は第68条の9第6項第1号に規定する試験研究費をいう。

(特別試験研究費の額)

第3条 施行規則第5条の6第9項第1号又は第2号の規定により共同研究契約又は受託研究契約の相手方（個人に限る。以下この項において同じ。）の申請に基づき理事長が認定する法第10条第6項第5号に規定する特別試験研究費の額は、次の各号に掲げる費用の額とする。

- 一 当該相手方の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費の額に算入される試験研究費の額のうち共同研究に要した費用（当該共同研究に係る共同研究契約において当該共同研究契約の相手方が負担することとされている費用に限る。以下同じ。）の額
- 二 当該相手方の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費の額に算入される試験研究費の額のうち受託研究に要した費用の額（当該受託研究に係る受託研究契約において定められている金額を限度とする。以下同じ。）

2 施行規則第20条第9項第1号又は第2号の規定により共同研究契約又は受託研究契約の相手方（法人に限る。以下この項において同じ。）の申請に基づき理事長が認定する法第42条の4第6項第6号に規定する特別試験研究費の額は、次の各号に掲げる費用の額とする。

- 一 当該相手方の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち共同研究に要した費用（当該共同研究に係る共同研究契約において当該共同研究契約の相手方が負担することとされている費用に限る。以下同じ。）の額
- 二 当該相手方の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち受託研究に要した費用の額（当該受託研究に係る受託研究契約において定められている金額を限度とする。以下同じ。）

3 施行規則第22条の23第9項第1号又は第2号の規定により共同研究契約又は受託研究契約の相手方（連結法人に限る。以下この項において同じ。）の申請に基づき理事長が認定する法第68条の9第6項第6号に規定する特別試験研究費の額は、次の各号に掲げる費用の額とする。

- 一 当該相手方の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち共同研究に要した費用（当該共同研究に係る共同研究契約において当該共同研究契約の相手方が負担することとされている費用に限る。以下同じ。）の額
- 二 当該相手方の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち受託研究に要した費用の額（当該受託研究に係る受託研究契約において定められている金額を限度とする。以下同じ。）

(申請)

第4条 前条各項に規定する特別試験研究費の額についての認定を申請しようとする共同研究契約又は受託研究契約の相手方は、認定申請書二通を理事長に提出するものとする。

2 認定申請書の様式は、共同研究契約又は受託研究契約の相手方の種別（個人、法人又は連結法人の区別をいう。）及び共同研究と受託研究との別に応じ、別記様式第1から第4までとする。

3 認定申請書一通には、次の各号に掲げる研究の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 共同研究 次に掲げる書類

イ 当該申請に係る共同研究のために支出した金額の積算内訳を記載した書類

ロ イに規定する金額を確認することができる必要な領収書、研究日誌等の写し

ハ 当該申請に係る共同研究契約の相手方の当該申請に係る事業年度の所得（当該相手方が連結法人に該当する場合にあっては、その連結事業年度の連結所得をいい、当該相手方が個人に該当する場合にあっては、その年分の事業所得をいう。）の金額の計算上損金（当該相手方が個人に該当する場合にあっては、その必要経費をいう。）の額に算入される試験研究費の額のうち当該共同研究に要した費用の額（当該費用の額に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の積算内訳を記載した書類

ニ 当該申請に係る共同研究契約に係る書類の写し

二 受託研究 次に掲げる書類

イ センターから提出された研究終了時における当該申請に係る受託研究の報告書（当該受託研究に要した費用の額及びその明細並びに支出金額が確認できるものに限る。）の写し

ロ 当該申請に係る受託研究契約に係る書類の写し

4 第1項の規定による認定申請書の提出は、共同研究契約又は受託研究契約の相手方の事業年度（当該相手方が連結法人に該当する場合にあっては、その連結事業年度をいい、当該相手方が個人に該当する場合にあっては、その年をいう。）の終了の日の翌日から一月を経過する日までに行われるものとする。ただし、理事長は、認定申請書が遅れて提出された場合において、正当な事由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

（認定）

第5条 理事長は、前条第1項に規定する認定申請書の提出があった場合において、当該申請に係る共同研究に要した費用の額又は受託研究に要した費用の額が当該申請に係る共同研究契約又は受託研究契約に基づき支出されたものとして適正であると認めるときは、当該申請に係る事業年度の所得（連結法人にあっては、連結事業年度の連結所得をいい、個人にあっては、年分の事業所得をいう。）の計算上損金（個人にあっては、必要

経費をいう。)に算入される特別試験研究費の額を認定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により認定したときは、認定申請書一通に次の各号に掲げる事項を記載し、記名押印した上で、これを認定書として当該認定申請書を提出した共同研究契約又は受託研究契約の相手方に交付するものとする。

- 一 認定した日
- 二 認定番号（文書番号台帳により管理）
- 三 認定した特別試験研究費の額

（変更の届出）

第6条 前条第2項の規定により認定書の交付を受けた共同研究契約又は受託研究契約の相手方は、当該認定書に記載された事項又は第4条第3項各号に定める書類の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出るものとする。

（変更認定書の交付）

第7条 理事長は、前条の規定による届出があった場合において、第5条第1項に規定する認定に係る事項を変更する必要があると認めるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行った上で、これを変更認定書として当該届出をした共同研究契約又は受託研究契約の相手方に交付するものとする。

（認定の取消し）

第8条 理事長は、次の各号に掲げる事実があると認めるときは、第5条第2項又は前条の規定により認定書又は変更認定書の交付を受けた共同研究契約又は受託研究契約の相手方に対し、その交付した認定書又は変更認定書の返還を求めることができる。

- 一 第4条第1項に規定する認定申請書又は同条第3項に規定する書類に虚偽の記載があること。
- 二 第6条の規定によりなされた届出に虚偽の記載があること。
- 三 第6条の規定により届出をすべき共同研究契約又は受託研究契約の相手方において、当該届出がなされなかったこと。

附 則

（施行期日）

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。